

## 活水女子大学のファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する基本方針

### 1. FDの目的

活水女子大学は、大学設置基準第25条の3及び活水女子大学自己点検・評価委員会規程第2条の2に基づき、教育研究活動の充実及び向上を図ることを目的に、組織的な研修を実施する。

### 2. FDの定義

FDとは、教員の教育研究力向上を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。

### 3. FDの対象

FDの対象は、活水女子大学専任教員（特別専任教員を含む）を原則とする。

### 4. FDの実施主体

FDの実施主体は、自己点検・評価委員会又は研究科・学部学科とする。

### 5. FDの実施方針

上記方針に基づき、以下のとおりFDを実施する。

- (1) 建学の精神の理解に関する研修
- (2) 教学マネジメントに関する研修
- (3) 授業内容・授業方法の改善のための研修
- (4) 研究倫理コンプライアンス研修
- (5) その他教員の教育研究力向上を図るための研修

### 6. FDの検証と改善

活水女子大学は、基本方針に基づきFDを全学的に実施し、アンケート等を用いてその内容・方法・効果等を検証し、改善を図るものとする。